令和6年9月定例会

総務厚生·產業建設文教委員会

委 員 長 報 告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案10件、請願1件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決及び採択すべきものと決定い たしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第78号「平戸市における医療提供体制のあり方検討委員会条例の制定 について」及び議案第82号「令和6年度平戸市一般会計補正予算(第3号)」中、 健康ほけん課所管の「医療提供体制のあり方検討委員会運営事業」について、令和4 年 12 月の平戸市立病院あり方検討委員会からの答申及び長崎県医師確保計画に基づ く医師少数スポット設定に係る長崎県通知の留意事項を踏まえ、今後の人口減少によ る医療需要の動向を調査するとともに、市立病院の老朽化による再整備を契機とした 民間の医療機関との機能分担などを含めた平戸市全体の医療提供体制のあり方を検 討するため、検討委員会を設置するとの説明がありました。これに対し、委員会の構 成はどのように想定しているのかとの質問があり、現在のところ、医療関係者3名、 学識経験者3名、関係行政機関職員4名、地域住民代表者4名、その他市長が認める 者として、市議会議員1名、介護施設関係の代表者1名の合計 16 名の委員を想定し ているとの答弁がありました。これに対し、この検討委員会は、今後、病院の統合も 含めた市全体の医療体制のあり方の検討をする場であり、広く地域住民の意見も反映 する必要があることから議会選出の1名は少ないのではないかとの意見があり、本委 員会での議論も踏まえて、最終的には市長に決定していただくこととしたいとの答弁 がありました。

また、今後のスケジュールはどのように考えているのかとの質問に対し、10 月から月1回程度で委員会を開催し、年度内には答申をいただく予定としている。しかしながら、専門的な見地からの医療需要動向等の調査委託も予定しているところであり、

委員会でどういった議論がなされるのか不透明な部分もあることから、場合によって は答申が翌年度になることも視野に入れながら協議を進めたいとの答弁がありまし た。

次に、**議案第82号「令和6年度平戸市一般会計補正予算(第3号)**」中、総務課所管の第2表債務負担行為補正の「ガバメントクラウドネットワーク構築事業」について、令和3年度に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度にかけてガバメントクラウドに構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する必要があり、庁内のマイナンバー利用事務系ネットワークからガバメントクラウド内の情報システム領域に接続する際に必要となるネットワークをガバメントクラウド内の情報システム領域に接続する際に必要となるネットワーク基盤を構築するため、その委託料について債務負担する予算を計上しているとの説明がありました。これに対し、1つのシステムに統一されるということなのか、それとも各自治体でそれぞれシステムを持っていて、今後の法改正によりデータベースや仕組みを変更する必要が生じた場合に、今まで同様、各自治体で変更する必要があるのかとの質問があり、最終的には一つのシステムに統合されて改修費用やデータ移行経費等がかからないように最適化されていくのが理想ではあるが、今回の標準化では、これまで使っていたシステムを標準化して仕様を揃えるというところまでとなっているとの答弁がありました。

これに関連し、システムを標準化することにより、今までよりコストは下がるのかとの質問に対し、国においては、クラウドで共同利用することにより、ハード面やシステム改修のコスト削減を目標として標準化をスタートしたが、現在国が行っている先行団体の検証結果を見ると、本市のようにノンカスタマイズのパッケージで最適化したシステムを自治体クラウドで使っている自治体においては、かえって経費が増加するというような結果が出ており、本市においても経費が増加するのではないかと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、財務部所管の「新しいまちづくり基金積立金」に関連し、その他の財政調整

基金や減債基金も含め、基金の財産運用状況はどうなっているのかとの質問に対し、新しいまちづくり基金や財政調整基金、減債基金など債券運用している5つの基金の合計が約104億円あり、そのうちすぐに使わない金額の範囲の約44億円で県債や東京電力の電力債を購入し、債券運用を行っているとの答弁がありました。これに対し、これだけの債券を購入しているのであれば、他の民間企業でもっと利回りがいい債券もあると思うのでもう少し研究する必要があるのではないかとの意見に対し、基金の運用においては、確実かつ効率的に運用しなければならないと法で定められており、市としても、利率も比較的高く安全性を考慮し、県債と電力債を購入し運用しているとの答弁がありました。

なお、先ほど本議会で議案訂正の承認がありました議案第76号「平戸市市営交通 船事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、本委員会に再付託を受け、再 審査を行いました。

本議案の訂正内容は、条例の施行日を公布の日としていたが、年度途中の変更は、 会計処理上不適切ではないのかとの指摘を受け、次年度当初から変更するよう訂正す るとの説明があり、委員会としては、変更内容も含め異議なく可決すべきものと決し ました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案5件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、**議案第81号「平戸市手数料条例の一部改正について」**、本市では昭和50年度から建築主事を置き、限定特定行政庁として建築確認申請に係る審査等の事務を行ってきたが、令和3年度に建築主事が退職し不在となったため、限定特定行政庁の維持が困難となった。緊急避難的な措置として、令和3年度から長崎県の建築主事を本市の建築主事として併任発令し、今後の方向性を模索してきた。しかし、将来にわたり建築主事の確保が見込めないことから、限定特定行政庁について令和6年12月31日で廃止し、それに伴い関係する手数料条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。これに関し、限定特定行政庁を廃止することで、これまで市で行ってきた審査事務が長崎県へ移管し、佐世保市にある県北振興局建設部建築課が窓口になるということだが、田平土木維持管理事務所でも受付事務ができれば申請する事業者にとって負担が少なくなるので、長崎県に対し田平土木維持管理事務所でも受付事務ができるよう要請をしてほしいという意見に対し、建築工事届及び建築物除却届はこれまでどおり市で受付を行い、令和7年4月からは長崎県に対する建築確認申請等の電子申請も可能となる予定であるが、田平土木維持管理事務所での受付事務については、引き続き長崎県と協議を行っていくとの答弁がありました。

次に、**議案第82号「令和6年度平戸市一般会計補正予算(第3号)**」中、観光課所管の「観光コンテンツ造成支援事業」に関し、この事業は「400年の時を経て甦る平戸藩迎賓館特別体験」、「城下町カステライエローイマーシブ特別体験」、「平戸城ウェルネスツーリズム特別体験」と3つの項目があるが、この事業をすることによって

市内における経済効果はどれくらい見込んでいるのかとの質問に対し、インバウンドのみの目標数が、3つの体験合計で集客数を約4,110人、目標金額を3,685万円としているとの答弁がありました。また、インバウンド向けということだが、ターゲットとする国は定めているのかとの質問に対し、DMOの計画の中ではアジアを中心としているが、欧米も含めPRしていくとの答弁がありました。これに対し、どこの国をターゲットにするかによって商品も違ってくる。ターゲットについては広い地域ではなく、絞ってPRしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 89 号「物品購入契約の締結について」、この物品購入契約は令和 2 年度に購入した児童・生徒が使用するタブレット端末に関して、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年計画で更新を行うもので、今回、更新する台数は、小学 1 学年 188 台、小学 4 学年 221 台、中学 1 学年 221 台、予備機 94 台の計 724 台であるとの説明がありました。これに関し、予備機については 94 台で、資料には全体の 15%との記載がある。予備で取っておくには多いように感じるがどのように考えているのかとの質問に対し、令和 5 年度の故障台数実績や国のガイドラインで財源措置の要件として 15%以内と定められていることから資料のとおり予備機を購入するよう考えているとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。

令和6年9月定例会 【追加議案分】

総務厚生·產業建設文教委員会

委 員 長 報 告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

議案第90号「平戸市シルバーワークプラザ条例の一部改正について」に関し、第2条に定めるシルバーワークプラザの位置に誤りがあり、正しい地番に修正するものとの説明があり、審査の結果、異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

議案第91号「工事請負契約の締結について」に関し、南部市民屋内運動場新築工事の建築工事に係る契約ということだが、物価の高騰で資材等の調達が難しくなっており、今後不測の事態も懸念されるがその対応はどのように考えているのかとの質問に対し、今後も物価上昇は続くと思うが、契約の約款の中に物価変動に基づく請負額の変更という規定があるので、その中で協議し対応していきたいとの答弁がありました。

また、総事業費については今回の契約を含めいくらになるのか、また、予算時点からどの程度減額になったのかとの質問に対し、入札後の総事業費が約7億5,400万円、令和6年度の予算が約8億5,000万円と想定していたので、現時点で約9,600万円の減額となったとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。